

多世代ふれあい交流会実行委員会 会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「多世代ふれあい交流会実行委員会」(以下「委員会」という。)と称し、事務局は、旭川市春光台公民館に置く。

(目的)

第2条 委員会は、春光台・鷹の巣福祉村地域の多世代の交流等に取り組む事業を計画的に実践することにより、住民間の絆、支え合い及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 多世代がふれ合い、絆を育成する交流に関すること。
- (2) 避難所開設を想定した炊き出しの訓練に関すること。
- (3) 平常時及び避難時の高齢者等の移動、輸送に伴うバスの活用に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 春光台及び鷹の巣福祉村地区の市民委員会等の住民組織に所属している者。
- (2) 旭川市春光台公民館及び旭川市春光台地区センターに所属している者。
- (3) 委員会が特別に認めた者。

(専門部)

第5条 第3条の事業を推進するため、本会に次の専門部を置く。

- (1) 事業部(総務、会場、進行、対応)
- (2) 支援部(輸送、調達、賄い、会計)

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

委員会に実行委員長1名、同代行1名、副委員長2名、会計2名、監査1名

(役員職務)

第7条 実行委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 実行委員長代行は、委員長を補佐し、実行委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副委員長は第5条の専門部を統括する。
- 4 会計は本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- 5 監査は、委員会の会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は就任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度)

第9条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(補足)

第10条 この会則に定めるもののほか、その他必要事項については、会議においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年1月27日から施行する。
- 2 委員会の初年度の会計年度は、第9条の規定にかかわらず、委員会の設立日から当該年度の3月31日までとする。